

玉川村に住もう!!

定住促進補助事業

玉川村では、住宅取得を奨励し、定住の促進および人口の増加を図り人々が集う豊かで活力あるまちづくりのため、平成27年4月1日より村内新築住宅を取得した方に定住促進補助金を交付します。

村に定住する新築住宅取得者に

基本額

30万円

15歳未満
1名につき

15万円加算

転入者に

40万円加算

補助します!!

補助金の交付対象者

村内に定住する意思をもち、新築住宅(平成27年4月1日以後に契約締結)を平成32年3月31日までの間に取得した方、または、人の居住の用に供してない住宅(新築建売住宅)を平成27年4月1日以後に売買契約を締結して取得した方で、下記の全ての要件に該当する方を対象とします。

- ①新規取得した住宅の所有者であること。
- ②同居する世帯員全員が、所在地に住民登録をしていること。
- ③同居する世帯員全員に市町村税等の滞納がないこと。
- ④5年以上継続して対象住宅に居住する意思があること。
- ⑤過去に同一世帯及び同一区画でこの補助金を交付されていないこと。

補助金の交付額

補助金の基本的な交付額は30万円とし、次のいずれかの要件に該当する場合はそれぞれ加算して交付します。

- ・子育て加算(一人あたり15万円)
交付対象者と同居する15歳未満の子がいる場合。
- ・転入者加算(40万円)
転入の日から住宅取得までの期間が1年未満の者、かつ転入の前3年において村内に住所を有していなかった者

補助金交付の対象住宅

人の居住の用に供する居室、専用の台所、浴室、トイレ及び玄関を有し、総床面積 50 ㎡以上の利用上の独立性を有するもの。

併用住宅の場合は、住宅部分の床面積が、建物全体の延べ面積の2分の1以上、かつ、住宅の用に供される総床面積が 50 ㎡以上であること



補助金交付の申請手続き

補助金の交付を受けようとする方は、次の書類を添えて産業振興課まで提出してください。

定住促進補助金交付申請書（様式第1号）

- ①世帯全員の住民票の写し
- ②転入者加算を受ける場合、転入を確認できる書類（戸籍の附表、又は前住所地の住民票除票の写し）
- ③誓約書（様式第2号）
- ④市町村税等納税証明書（様式第3号）
- ⑤登記事項証明書
- ⑥請負契約の写し又は売買契約の写し
- ⑦その他村長が特に必要と認める書類



補助金交付の申請受付期間

平成 27 年 4 月 1 日 から 平成 32 年 3 月 31 日 まで

定住促進補助事業 Q & A

- Q 1. 家族で2分の1ずつ共有する家屋の場合、補助金の交付対象者はどうなりますか？
A. 所有者である家族のうち、どちらかを代表として補助金の交付対象者とします。（同一世帯で二人には交付しません。）
- Q 2. 玉川村出身でしたが、仕事の都合により5年間転出していました。今後結婚を機に住宅を新築し、玉川村に住む予定ですが、転入者加算は該当しますか？
A. 転入の前日3年において村内に住所を有していなかった方が転入者加算の該当になります。この場合は5年ですので、転入者加算に該当します。
- Q 3. 現在、玉川村に転入して1年2ヶ月が経過しました。今後、新築する予定ですが、転入者加算に該当しますか？
A. 転入者加算は転入の日から取得した日までの期間が1年未満です。この場合、1年を経過しておりますので非該当となります。なお、転入者加算はありませんが、基本の交付額及び子育て加算（同居する子がいる場合）は該当します。
- Q 4. 平成27年3月31日以前に契約し、現在新築中で、平成27年4月1日以降に完成する予定ですが、補助金の支給に該当しますか？
A. 平成27年4月1日以後に契約したものが該当となりますので、それ以前に契約締結し、既に着工している家屋は、該当しません。
- Q 5. 現在玉川村に居住しており、今後新築する予定です。中学生1人、小学生2人の子供が同居しています。補助金交付額はいくらになりますか？
A. 基本の交付額30万円に子育て加算45万円（15万円×3名）を加算し、合計75万円になります。
- Q 6. 同居する中学生の子供がおり、補助金の交付対象者が祖父である場合、子育て加算は該当しますか？
A. 孫は子育て加算には該当しません。交付対象者の子が子育て加算の該当となります。
- Q 7. 玉川村に定住する予定で住宅を新築しましたが、都合により3年で転出することになりました。補助金の返金等がありますか？
A. 対象住宅を取得してから5年以内において、居住の本拠を他の市区町村に移すことになったときや当該住宅を譲渡したときは、補助金を返還していただくことになります。